

企画競争説明書

業務名称：中央アジア・コーカサス地域カスピ海ルート（中央回廊）物流機能強化に係る情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：23a00489

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等へ実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月20日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月20日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：中央アジア・コーカサス地域カスピ海ルート（中央回廊）物流機能強化に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

なお、本件業務は運輸物流（税関含む）分野の無償資金協力案件の形成に向けた案件計画会議等の政府との協議に必要な情報を収集・分析するための基礎情報・収集確認調査として実施するものですが、同調査の業務内容は、「第2章 特記仕様書案」の「第6条 業務の内容」に掲げる（1）～（22）とします（第1期）。

他方、本件調査の対象となっている候補事業について、これら会議での協議の結果、我が国政府より、運輸物流（税関含む）分野における無償資金協力事業を想定した協力準備調査実施にかかる了承がなされる場合には、本件業務内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務（上記業務内容の（23）～（36））を追加して発注することを想定しています（第2期）。追加調査業務の発注に際しては、発注者・受注者が協議して、別途、継続契約を締結するものします。ついては、本企画競争の対象となる業務は第1期及び第2期の両方を含みます。しかし、我が国政府により協力準備調査の実施にかかる了承が得られなかった場合、若しくは、当機構が第1期の調査の結果から同会議への付議を見送る判断を行った場合は、第2期の調査は実施しません。

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年12月 ～ 2024年10月

上記「(2) 業務の内容」に示したとおり、以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年12月 ～ 2024年2月

第2期：2024年 4月 ～ 2024年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

新型コロナウイルス感染拡大、先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 9月 26日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 10月 3日 12時
3	質問への回答 9月27日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 10月 2日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 10月 6日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 10月 13日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 10月 31日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内

1 1	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	<p>評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内</p> <p>（申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE）</p> <p>※2023年7月公示から変更となりました。</p>
-----	-------------------------	--

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

ただし、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、「11. 資金協力本体事業への推薦・排除」に該当します。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：23a00489_〇〇株式会社_見積書〕

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「23a00489_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務において、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「中央アジア・コーカサス地域 カスピ海ルート（中央回廊）物流機能強化に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻により、中央アジアからロシア経由での欧州への物流は欧米諸国による対ロシア経済制裁の影響で不安定となっており、中央アジア諸国及び欧州は物流のための新たなルート開発に迫られている。

係る状況において、カスピ海ルート（中央回廊）は、中央アジア各国にとっては安定的な欧州との物流路を確保するため、上述のリスクを有するロシアを経由しない欧州への物流ポテンシャルを持つルートとして、その拡充が注目されている。

そこで、2022年10月に外務省及び在アゼルバイジャン日本大使館の主導により我が国官民調査団がカザフスタン、アゼルバイジャンに派遣された。その結果を受けて同年12月24日に開催された「中央アジア+日本」対話第9回外相会議において、カスピ海ルートへの協力の方向性について意見交換がなされ、同対話の枠組みで議論を深めることが合意された。同議論のため、2023年3月16日に東京で外務省主催のシンポジウムが開催され、関係各国の物流専門家と同テーマで議論が行われた結果、今後の我が国による協力の方向性を具体化していくことが求められるに至った。これら外交的イニシヤチブを受けてJICAは、2023年6月に調査団をカザフスタン、アゼルバイジャン、ジョージアに派遣し、同ルートの現状やボトルネックを探った。その結果、税関保安機材の整備や能力強化、鉄道輸送や港湾施設に係るグリーン物流への取り組みについての協力可能性が確認された。

本業務は、カスピ海ルート（中央回廊）の物流機能強化に係る協力に関し、6月に派遣した調査団において検討可能とされた支援策について、さらに現状や課題、協力のニーズを深掘りし、想定される協力の技術的、経済的妥当性や開発効果、その他、案件の内容を具体的に検討するとともに、無償資金協力案件の形成に係る案件計画会議等外務省との協議に向けた個別案件の必要性及び事業計画の妥当性及び想定される事業費を確認するために必要な情報の収集を目的として実施する。

第3条 業務の目的

本業務は、今後のカスピ海ルート（中央回廊）の物流機能強化に係る協力に関する援助方針及び案件の形成に役立てるため、各国及びカスピ海ルート全体における物流機能の現状・課題、改善策、各国の取り組み状況及び他ドナーの支援状況を整理するとともに、緊急性の高い課題に対する個別事業形成の可能性を探ることを目的とする。具体的には「第5条（11）検討可能と判断された支援策（案）」を念頭に現状・課題を整理・把握し、案件の目的及び内容を検討する。また各案件について人的・技術的・経済的必要性及び妥当性を分析の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模を算出するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案する。

第4条 業務の範囲

本業務は、カザフスタン、アゼルバイジャン、ジョージア及びタジキスタン（税関のみ）について、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

（1）調査手法、調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。また、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

（2）現地調査の実施方法

本調査においては、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための各国1回の現地調査を予定している。

（3）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される案件（案）を検討することを目的の一つとしているため、案件内容の検討に当たっては、調査の過程で随時発注者と協議する。また、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席してJICAが開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

1）現地調査派遣前

調査方針、調査計画、質問票等を協議、確認する。また、併せて既往調査をレビューする。

2）現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、協力（案）の基本的な方向性を協議・議論する。

3）国内業務期間の終了時

協力（案）の内容を取りまとめた「ファイナル・レポート（案）」（追加発注業務については、「準備調査報告書（案）」）に基づき、協力

(案)の内容を確認する。

(4) 既存資料の活用

本協力の必要性・妥当性の検証等にあたっては、機構が過去に実施した関連案件の調査報告書や、他援助機関等が発行しているセクター分析レポート等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。

(5) 事業実施の意義の確認

本調査は、中央アジアと欧州を結ぶロシアを通過しない物流ルートの物流機能強化に係る課題や問題点とその解決策の検討に係る情報収集を目的とする。物流機能強化には、迅速性や効率性、低コスト化、その他荷主から見た際の魅力向上などが課題として想定される。現状で我が国から中央アジアへの物資輸送においても、ロシアを経由するルート（シベリア鉄道等を利用）や中国を経由する鉄道ルートについては運航が不安定で国境で貨物が滞留するなど、使いにくいといった情報が得られている一方、現地の日系フォワーダーからはロシアルートが完全に使えないわけではないことから、複数ルートと比較し、より条件の良いルートを選択するという情報も得られている。特に今後、対露経済制裁が緩和、解除された場合はロシアルートとの競争となることが予想される。

そこで、我が国がカスピ海ルートの物流機能強化に対して協力を行うことによる開発効果として、中央アジアと欧州との間の物流に係る時間やコスト低減の他に、荷主から見た際の魅力向上等の付加価値も検討する。また、外交的意義の観点から、中国の「一帯一路」に関する取り組み（特に中国と欧州間の物流）へのインパクトなども情報として整理する。さらにカスピ海ルートの機能強化がウクライナ戦争終結後のウクライナの復興支援に貢献する可能性についても検討する。

(6) 協力の対象国

本調査において形成を目指す協力案件の対象国は、カスピ海ルートの狭義の対象国であるカザフスタン、アゼルバイジャン、ジョージアの3カ国（税関についてはタジキスタンを追加）とするが、中央アジアと欧州をつなぐコネクティビティの強化に係る開発効果の観点から中央アジアの他の3カ国及びアルメニアも含めることが望ましい場合には、中央アジア及びコーカサス8カ国を対象として検討する¹。

(7) 他ドナーの動向の把握

中国は、上述したとおり、2023年5月に「中国・中央アジア首脳会議を開催し、発表された「西安宣言」の中で連結性の深化として「カスピ海横断国際輸送回廊の建設」を掲げ、さらに中国・カザフスタン首脳会談の中でカスピ海横断国際輸送回廊の開発に関する覚書に署名している。これらの開発に係る具体的な内容や中国の動向について情報収集、確認を行う。

また、日-EUパートナーシップの枠組みの中でのEUグループ（EBRD、EMB等を含む）との連携促進に向けて、EU側から提示されている連携候補案件には、カスピ海ルートや中央回廊に係る案件が含まれている。これらの案件での連携を具体化していくために、本調査の中でEU側との協議及び情報収集を行う。また、EUとの連携を念頭に、税関等の無償案件は欧州製の機材の整備も視野に調査を行う。

¹ 各協力ごとに、ここで述べる対象国（カザフスタン、アゼルバイジャン、ジョージア、（税関機材のみタジキスタンを追加）の3か国（4か国）に加え、中央アジアの他の5か国（4か国）に拡大することが望ましい場合には、プロポーザルにて提案すること。

(8) WCOとの連携の可能性

税関分野の国際機関であるWCOとJICAは2015年に業務協力協定を締結している。同協定の中で両機関は、双方の特性を活かした協力の実施を行うとしていることから、今般、WCOからJICAに対し、中央アジア及びコーカサスでの税関の能力強化に係る協力について連携を提案された経緯がある。具体的には、JICAが西アフリカや大洋州で実施しているJICA-WCO連携案件（マスタートレーニング）の実施や、通関所要時間調査（TRS）、税関のリスク管理能力向上（ロシアに対する迂回貿易抑制）などの提案がなされている。税関の能力強化に関しては、カスピ海ルート全体の物流の円滑化や迅速化、コスト低減に対する開発効果を十分確認し、それを実現するためにWCOの知見やリソースの活用が必要があるかを確認した上で、連携の可能性を検討する。

(9) DX活用の可能性の検討

運輸物流／税関セクターに対する協力ニーズの確認にあたって、X線検査装置以外に我が国の効果的、効率的なDX技術や情報通信技術（ICT）がある場合には、その活用の可能性とその意義について確認する。

(10) 物流関係の各国要人の招聘

コンサルタントによる現地調査の結果、形成する案件が具体化した場合には、各国における海事、港湾、鉄道や税関セクターの政策決定レベルの政府要人及び民間事業者の本邦招聘を行い、日本の取り組みや実例を視察してもらい、関係者間で対話を通じてカスピ海ルートの効率化、迅速化、低コスト化に向けた今後の活動や我が国からの協力の方向性について協議した上で、各国の認識を一致させることを検討する。

(11) 検討可能な支援策（案）²

JICAが6月に派遣した調査団により現地調査を行った結果、以下のような案件の形成について検討可能であると判断された。これらについてより具体的なニーズやその背景、必要な支援の内容を確認し、その妥当性や実施意義を検証し、カスピ海ルートの迅速化、効率化、低コスト化への効果や利用促進効果、また、これらの観点からそれぞれの優先度を明確にすること。

<運輸関係>

①技術協力

「中央回廊の価値向上（グリーン化）に向けた政策策定能力強化（国別研修）」主に各国の国営鉄道及び港湾当局が対象。モーダルシフト政策（エコレールマーク等）や鉄道貨物のコンテナ化、港湾施設のグリーン化などの日本の知見の導入の可能性を確認。

②円借款・海投

・港湾インフラ

ジョージア・アナクリア港建設及び周辺開発、アゼルバイジャン・バクー港の新ターミナル建設及び港湾運営、カザフスタンの港湾インフラ

・鉄道インフラ

² ここに提示している「検討可能な支援策（案）」以外にニーズや必要性、意義が高いと考えられる支援策（案）について積極的にプロポーザルで提案すること。

カザフスタン、アゼルバイジャンでの鉄道車両増強・線路改修
ジョージア東西路線における昇圧及び機関車更新
情報収集のみ実施。

<税関関連>

① 無償資金協力

「税関保安機材整備計画」

×線検査機器等の整備ニーズや課題を確認。カスピ海ルートに3カ国に加えてタジキスタンも対象とする。

② 技術協力

「税関行政ロシア語コース（課題別研修）」

本調査を通じて、各国税関が共通して抱える課題・ボトルネック等に対処可能な支援ニーズを把握。現状の課題・受益国の支援ニーズ次第では課題別研修で十分対応できる可能性あり。

「税関能力強化プロジェクト（技プロ）」

WCOからの提案では、「マスタートレーニング」や、通関所要時間調査（TRS）、税関のリスク管理能力向上（ロシアに対する迂回貿易抑制）などの提案がなされている。これらの内容も含め、税関職員の能力やレベル感、要員の充足率などを確認。また、デジタル化やワンストップサービスなどのニーズ、他国による協力状況、先方の意向についても確認する。

(12) 先方負担事項を考慮した適切な調達計画の策定

想定される事業実施においては先方負担事項となる既存機材の移転作業を検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、施設運用への影響を最小限とする効率的な調達計画を策定する。

(13) 運営・維持管理能力

想定される事業実施後の機材等の運営・維持管理、人員体制等について、本調査では運営維持管理に係る組織体制、予算配分、職員の訓練体制等を確認し、事業実施機関の運営・維持管理業務の実行可能性を検討する。その結果、運営・維持管理の改善に係る技術支援が必要かつ妥当と判断された場合は、ソフトコンポーネント等による支援の検討を行う。

(14) 環境社会配慮

想定される事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月公布、以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる運輸セクターのうち大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は小さいと判断されるため、環境カテゴリ「C」に分類される。なお、JICA環境ガイドラインでは、3.1.2の5. にて現地調査が求められているが、現地での新型コロナウイルスの感染症対策措置によりやむを得ず遠隔調査およびオンライン協議となった場合には、JICA環境ガイドラインに沿った対応として以下のとおり実施する。

環境社会配慮について、既存のデータ、文献、現地の写真・動画等を遠隔で確認し、関係者にはオンラインインタビューを実施する。

(15) 調達事情調査

想定される事業で調達する機材について、現地調達や第三国調達の可能性を検討

し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、免税措置等）を調査する。なお、調査期間や調査費用には限りがあることから、実施機関、機材調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手し、必要な調査を効率的に行う。調達に関わる関連法規について調査する。本事業で調達する機材の現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス及びアフターサービス体制等について調査する。

また、2021年末の新型コロナウイルス感染の再拡大の影響に加え、2022年2月に発生したロシアのウクライナに対する軍事侵攻によって、世界的に調達価格に影響が生じており、特に輸送費について高騰している。中央アジアは金融システムを始め多くをロシアに依拠しているため、ロシアに対する経済制裁の影響をより大きく受けている。調査にあたっては、これらの影響等も十分考慮すること。

第6条 業務の内容

上記「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。現時点で想定される調査の内容は以下のとおりである³。

（1）インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

（3）文献等の確認

JICAが過去に実施した関連案件の調査報告書や関連文献、他援助機関等が発行しているセクター分析レポート等の既存資料を確認する。また、他ドナーの動向、特にEU（EBRD）による調査報告書、西安宣言に関連する中国の動向等に係る情報を収集する。

<税関関係>

「第5条（11）検討可能な支援策（案）」に記載の技術協力及び無償資金協力の候補について、以下（4）～（6）の調査を実施する。

（4）各国の国境税関の現状及び政策や計画の把握

税関審査・取締りに係る制度、実施方法及び組織／体制整備、職員の能力に関する情報収集を行う。また、税関保安機材（X線検査装置等）の改善に係る各国の上位計画、重点分野、法制度（関税法、X線・放射線を取り扱う場合に関係する法令など）、通関手続き・貨物検査に関する実施体制・インフラの状況を確認する。具体的には以下の項目を調査する。

³ 業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

- 1) 税関・通関に係る各国の上位計画／開発政策、関税制度、事業計画、重点分野、法制度、実施方法、改革／近代化に向けた発展戦略、課題
- 2) 各国関税局及び各国際税関官署の組織／体制（部局、関連法令等）、職員の知識・事務能力、Coordinated Border Management（CBM）における関係行政機関との既存の調整機関（委員会、定期会議など）
- 3) 各国際税関官署の貨物取扱量（1週間等の特定期間当たりコンテナ、バルク等の種別毎取扱量、空コンテナを除くコンテナ積載車輛数、過去3年間（2020年、2021年、2022年）の輸出入の関税徴収額、収入目標、輸出入申告件数、品目、日別、月別、年別の貨物量）
- 4) 交通手段ごとの国境での通関手続き、通関に係る規制・要件、フォワードナーとの関係
- 5) 既存税関保安機材（X線検査装置等）の運用に関する現況（通関手続き、貨物検査に係る人員、実施体制、機材配置数、検査対象貨物の数量、運用方法、点検頻度、維持管理体制、予算等）、新たに導入する場合の変更点
- 6) X線検査機器以外の検査機器に関するニーズがある場合、そのニーズ
- 7) 他ドナー・機関の援助動向、ドナー間の連携可能性や支援重複の有無

(5) 中国の物流動向の把握

カスピ海ルート（中央回廊）の起点となり、また、中央アジアからの貨物の仕向地となる中国からの物流量やルート、貨物の内容、形態、輸送手段について、文献調査により把握する。

(6) サイト状況調査（カスピ海ルート上の各国際税関官署を想定）

本調査後、税関職員の能力強化に係る技術協力無償資金協力事業による税関保安機材の整備事業の形成を念頭に外務省との案件計画会議を経て協力準備調査を実施する場合に設計、調達計画、積算について必要な精度を確保するため、港湾・鉄道の輸送路における既存の施設及びその周辺において以下に示すサイト状況調査を行う。

- 1) 既存の施設設備（電力、ネット環境等）の状況を確認する。
- 2) 事業実施体制（組織体制、近年の予算・財務状況、人員構成、既存機材の運営・維持管理体制・能力、技術水準、人員配置及び予算措置の可能性、他の関係機関等）及び職員の研修施設や研修方法、内容を確認し、各案件の実施機関として問題がないか確認する。特に、既存設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。また、必要となる体制等が各案件の実施により大幅に増大する場合は、人員・予算等を先方が対応可能であるかを十分検討するとともに、必要な対策事項等を事業内容に反映する。
- 3) 通関を行う交通・物流の現状、関税目標値及び実績、貨物の動線及び貨物量、貨物の取扱い内容、各分類の割合、関税徴収額、審査所要時間、通関貨物のルート及び最終仕向地などの確認、既存検査機材の配備・稼働・劣化・故障状況及び新規機材導入時の留意事項の整理（既存のX線検査装置がある

- ものの、リプレイスを希望する理由等)
- 4) トランジット輸送のプロセス、課題、鉄道輸送における輸送手続きに eCIM/SMGS を使用する可能性
 - 5) AEO (Authorized Economic Operator) のプロセス、手順、課題
情報通信技術 (ICT) の活用、通関システムの現状、同システムの近隣諸国とも相互運用性、相互接続性、また併せて、アゼルバイジャンで開発予定の各国税関の情報共有のためのポータルや、シングルウィンドウ、ワンストップサービスなどデジタル化の現状と課題について確認。
＜戦略的に重要な連結拠点での追加情報収集＞
 - 6) 線検査装置以外の施設整備・ニーズに関する設置想定場所、土地管理主体の確認。
 - 7) X線検査装置以外の施設整備・ニーズに関する国内の官署における整備事例 (規模、事業費、スペック) の確認。

(7) 調査結果の分析

税関における職員の能力、組織体制の強化、税関審査・取締りに係る制度、実施方法の改善、税関保安機材の整備 (更新)、シングルウィンドウ、ワンストップサービスなどデジタル化等のニーズを分析する。

＜鉄道輸送＞

「第5条 (11) 検討可能な支援策 (案)」に記載の技術協力及び資金協力の候補について、以下 (8) ~ (10) の調査を実施する。

(8) 各国の鉄道輸送の現状及び政策や計画の把握

各国における鉄道の運営体制・方法、ルート、貨物輸送量、輸送時間、鉄道輸送能力強化に係る上位計画、重点分野、法制度、職員の能力及び研修施設、研修方法等の確認を行う。また、鉄道に係る気候変動対策 (カーボンニュートラル、グリーン化) の実施や政策の有無及びその内容、特に鉄道へのモーダルシフトやコンテナ化の推進等のグリーン化への取り組みについて確認を行う。

(9) サイト状況調査 (カスピ海ルートの輸送ルートに沿った鉄道を想定)

- 1) 事業実施体制 (組織、予算、人員、既存機材の運営・維持管理体制等) の確認を行う。
- 2) 鉄道車両・線路等インフラ及び設備の状況、車両の増強・更新や路線の改修等のニーズの確認を行う。
- 3) 現在の輸送貨物量及び需要量と目標値、国境での貨物の積み替えの動線や所要時間、積み替え駅での待機時間、輸送に係る所要時間、列車の車両数及び時間当たりの本数、コンテナ化の状況、集荷地及び最終仕向地などを確認する。
- 4) 現場における気候変動対策 (カーボンニュートラル、グリーン化) について具体的な取り組みの有無及びその内容について確認する。

(10) 調査結果の分析

鉄道における気候変動対策（カーボンニュートラル、グリーン化）、具体的にはモーダルシフトやコンテナ化に向けた政策や実施に係る方策、必要な改善策などのニーズを分析する。また、その他の鉄道に係る能力強化や法制度の改善、鉄道車両・線路等インフラの増量や改修等のニーズについても分析する。

<港湾施設・港湾運営>

「第5条（11）検討可能な支援策（案）」に記載の技術協力及び資金協力の候補について、以下（11）～（13）の調査を実施する。

(11) 各の港湾整備の現状及び政策や計画の把握

各国における港湾施設の諸元、管理体制・方法、取扱貨物量・旅客数、港湾整備・拡張に係る上位計画、重点分野、港湾運営に係る法制度、職員の能力及び研修施設、研修方法等の確認を行う。また、港湾に係る気候変動対策の実施や政策の有無及びその内容、特にカーボンニュートラルポートへの取り組みについて確認を行う。

(12) サイト状況調査

- 1) アクタウ港（カザフ）、バクー港（アゼル）、ポチ・バトゥミ港の運営体制・方法（組織、予算、人員、既存機材の運営・維持管理体制等）の確認を行う
- 2) 港湾インフラコンテナヤード、バース、岸壁の許容ドラフト、荷役機械、保税区間、保管施設（野積み場、上屋、荷捌き地、鉄道ヤードなど）、照明、保税区域、アクセス道路等の現状と年間稼働日数、老朽化状況、更新や改修、拡張ニーズを確認する。
- 3) 港湾荷役方式（在来/バルク/コンテナ）、積み降ろし・積み込みに要する時間、港湾荷役能力向上のニーズなどの確認
- 4) 運営体制・方法（直営/委託/リース、民間事業者の参入状況）、貨物の需要量、取り扱い貨物量統計、航路情報、運行事業者情報
- 5) カーボンニュートラルポートの運営等について具体的な取り組み（港湾荷役能力向上など）の有無及びその内容について確認する。

(13) 調査結果の分析

港湾における気候変動対策（カーボンニュートラル、グリーン化）、具体的にはカーボンニュートラルポートの運営等に向けた政策や実施に係る方策、必要な改善策などのニーズを分析する。また、その他の港湾に係る能力強化や法制度の改善、港湾インフラの改修や拡張等のニーズについても分析する。

<各案件共通>

(14) 技術協力案件に係る訓練／研修体制、施設及び機材の検討

上記各分野における技術協力ニーズを満たすために訓練／研修体制（カリキュラム含む）の課題や必要な施設及び機材について現在の整備状況を確認し、改善提言をまとめる。また、不足する施設／機材について抽出し、リストアップし、それらを整備・調達する場合の価格について確認する。

(15) 成果指標の設定とベースラインの確認

形成を想定する案件の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現況値）の確認を行う。なお、ベースライン調査については既存資料、既存データ等の収集、整理等により行うこととするが、事業効果を測る定量的な指標の検討を行う。

(16) 環境社会配慮

JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。

(17) ジェンダーに関する情報収集

本事業は「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」と分類されており、以下について情報収集を行う。

- 1) 各国の運輸・物流分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
- 2) 各国の運輸・物流分野における他ドナーの支援におけるジェンダー視点

なお、計画策定においてはSDGs目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を念頭に、可能な範囲で以下に対応することに留意する。

- 各国の運輸・物流分野において、女性が抱える課題（働きやすさ、能力の活用）等につき確認の上、方策を検討する。
- 各施設や事業の運営について、カウンターパート機関及び運営事業体の職員や技術者・オペレーター等、女性の雇用及び育成促進の適切な方策検討する。

(18) 他ドナーの活動の確認

他ドナーによる活動の有無やその内容、連携の可能性について確認する。また、他ドナーによる活動が本事業に影響を及ぼす可能性がある場合は、その対応を検討する。

(19) 調達事情調査

本事業で必要となる機材について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）や輸送経路、通関手続き、保険、機材調達後の維持管理計画・経費（維持管理契約の必要性も含む）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地施工業者等から情報を入手するなど、必要な調査を効率的に行う。

また、機材に関しては、現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制、本邦や第三国調達の場合の輸送経路、通関手続き、保険、実施工程、機材調達後の維持管理計画・経費（維持管理契約の必要性も含む）等についての調査を行い、概略設計に反映させる。なお、実施工程の検討にあたっては、システムのテスト運用等を含めた全体工程を明らかにすること。

(20) 気候変動緩和

対象の事業が気候変動緩和策に資する可能性について確認する。なお、必要に応じて、JICAの「気候変動対策支援ツール／緩和策 Ver.2,0」を参照する。

(21) 各国の運輸・物流関係の要人の招聘⁴

現地調査の結果を踏まえ、形成する案件が具体化した場合、発注者と協議の上、必要性が認められれば、各国における運輸、港湾、鉄道や税関セクターの政策決定レベルの政府要人及び民間事業者の中から対象とする案件に応じて関係者の本邦招聘を行う。来日させた関係者に日本の取り組みや実例を視察させ、案件実施の必要性や意義を理解させる。または、これら関係者を、セクターを超えて招聘し、それら関係者間で対話を通じてカスピ海ルート of 現状や問題点について目線を合わせ、ルート全体を俯瞰した上で効率化、迅速化、低コスト化に向けた各機関の役割や連携、我が国からの協力の必要性などについて相互に認識させる。

(22) 現地調査結果の取りまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- 2) 本協力（案）について、可能な内容、規模、範囲を検討する。

(23) 現地調査結果の報告

現地調査の結果を踏まえ、帰国後20日以内に現地調査結果概要（和文）を作成し、JICAが主催する現地調査帰国報告会に参加し、JICA、国内確認関係者に対して、調査結果、ならびに、基本的な協力の方向性について説明し確認を得る。

【追加発注業務】

以下の(24)から(37)の業務は、我が国政府が無償資金協力の検討を開始し、協力準備調査の実施を了承した場合、別途継続契約（第2期契約）の締結により追加で発注する可能性のある業務である。

(24) 設計・積算方針の取りまとめ・報告

上記調査結果を踏まえ、帰国後30日以内に設計・積算方針を取りまとめ、JICAが主催する設計・積算方針会議に参加し、その内容を説明し、JICAの確認を得る。

(25) 事業内容の計画策定

上記調査(4)～(6)及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「機材編」（2019年10月）に準拠して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認する。また、設計精度については入札に対応できる精度を確保する。積算に当たっては、契約締結後速やかに発注者より積算ブリーフィング（無償資金協力の設計・積算に係るブリーフィング）を実施する。

1) 基本計画

調達事情や実施機関の実施体制・能力、対象地域の道路整備・補修の実績・計画、保有機材、機材調達後の維持管理計画等を勘案し、調達方針を整理する。また、プラント等据付に必要な機材をコンポーネントに含める場合には、据付計画も併せて策定する。

⁴ 各協力案件の形成にむけて必要性が考えられる要人招聘の目的と内容についてプロポーザルにて提案すること。

2) 全体計画

実施機関が現有する機材の種類・数量・稼働状況・耐用年数や現況、人員配置、技術力、他の税関等からの機材の融通可能性等に関する調査の結果を踏まえ、設置先としての適否や各機材の具体的な設置先を検討する。

また、調達機材の保管場所の有無、保管場所がある場合にはその状況（保管台数、環境（ヤードの屋根の設置状況）等）について確認する。

3) 機材計画

必要と認められる機材について、想定事業費を踏まえ、機材名、仕様、数量、使用目的等を整理する。また、キルギス側からのニーズや対象地域の気候・地形等の自然条件等を考慮するとともに、実施機関の技術レベルに応じた仕様・規模に絞り込んだうえで機材の優先順位を付ける。

本事業で調達する機材のスペアパーツについての調達も検討し、その数量については道路維持管理機材の特性、交換サイクル等を十分に考慮して決定する。

4) 調達計画（輸送計画含む）

本事業で調達する機材の調達計画や具体的な調達工程等を入札時の競争性確保に留意のうえ検討する。

- 調達方針
- 調達上の留意事項
- 調達・据付区分
- 調達監理計画
- 品質管理計画
- 資機材等調達計画
- 初期操作指導/運用指導等計画
- ソフトコンポーネント計画
- 実施工程

5) ソフトコンポーネント等の検討

キルギス側関係者と協議の上、協力対象事業完了後の機材の運営・維持管理、オーバーホール及びスペアパーツ管理等に関する支援（ソフトコンポーネント）の必要性、IT を利用した通関審査計画の策定に関する支援の必要性を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネント計画の内容は概略設計協議（DOD）時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

(26) 技術支援計画の検討

本事業で整備する機材の運用維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。技術支援の実施に必要性が認められた場合は、「ソフトコンポーネント・ガイドライン」を参照してソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネント計画の内容はDOD時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

(27) 事業の維持管理計画策定

本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財

政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

(28) 概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、機材に係る精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的な積算にあたっては、設計・積算マニュアルの補完編・機材編（2019年10月）及び追補編（2020年11月）を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ) 工事量変動にかかるリスク

ウ) 自然条件にかかるリスク（地震、洪水等）

エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ) 治安状況にかかるリスク

(29) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

概略設計を踏まえ、詳細設計及び協力対象事業を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と協力対象事業実施段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。なお、取扱いマニュアル、メンテナンスマニュアルについては、露語版を各機材に添付することを想定しているため、各機材の露語版マニュアルの有無を確認するとともに、無い場合には協力対象事業で作成する。

(30) 気候変動対策案件としての検討

本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、JICAがウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール【適応】（JICA Climate-FIT）の「気候リスク評価の実施」等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

(31) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロール

ールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(32) 事業の評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee : DAC）の評価基準6項目（妥当性・整合性・有効性・インパクト・効率性・持続性）に配慮し、定量的効果、定性的効果に分類して評価する。特に定量的効果については、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値（施設・機材の活用を含む）を設定する。

また、定量的効果、定性的効果の検討の際には、JICA内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー）、国際基準や目標との整合性も考慮する。

本事業においては、定量的指標として想定される事業の成果や裨益効果、事後評価のための評価指標（SDGs等）及びそのために必要と判断される調査がある場合には、プロポーザルで提案すること。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

(URL : https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html)

(33) 準備調査報告書（案）の作成

本調査結果を準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(34) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）を両国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(35) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、既存施設の撤去、既存機材等の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

(36) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について以下の点について詳しく調査する。

- 1) 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
- 2) 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
- 3) 付加価値税（VAT等）
- 4) 資機材の輸入に課される税金や諸費用

- 5) その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）

また、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地のJICA事務所又は支所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

(37) 準備調査報告書等の作成

両国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、成果品を作成する。

第7条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち

- (4) を成果品とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

追加業務を発注する場合、最終成果品は(7)から(11)とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

報告書名	提出時期	部数
(1) 業務計画書 (共通仕様書第6条に規定する計画書)	契約締結後10営業日以内	和文2部
(2) インセプション・レポート	2023年12月	和文2部、露語2部
(3) 現地調査結果概要	2023年12月	和文2部
(4) ファイナル・レポート	2024年2月	和文2部
(5) 準備調査報告書（案）	2024年3月	和文2部、英文5部、露文要約版5部
(6) 概要資料 (完成予想図を含む)	2024年2月	和文1部
(7) 概略事業費（無償）積算内訳書	2024年2月	和文2部
(8) 機材仕様書	2024年2月	和文2部、英文2部、露語2部
(9) 準備調査報告書 (完成予想図を含む)	2024年4月	和文（製本版）9部及びCD-R 2枚 英文（製本版）9部及びCD-R 2枚

		露語要約版 9部及びCD-R2枚 和文（先行公開版）2部及びCD-R 1枚
(10) デジタル画像集	2024年4月	CD-R 2枚 (デジタル画像40枚程度)
(11) Project Monitoring Reportの初版	2024年4月	英文CD-R 1枚
(12) 免税情報シート	2024年4月	和文各国1部 ※ JICAタジキスタン事務所、ジョージア支所、カザフスタンフィールドオフィスにも提出
(13) 案件別安全対策検討シート（案）	2024年4月	和文1部 JICジョージア支所、カザフスタンフィールドオフィスにも提出

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、同ガイドラインを参照する。その他の留意事項は以下のとおり。

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する、また報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。
- 2) 英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書の本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。
- 3) 概略事業費（無償）積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編及び機材編（2019年10月）を、その他については「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2020年11月改訂版）に準拠することとする。
- 4) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	各協力ごとに対象国(カザフスタン、アゼルバイジャン、ジョージア、(税関機材のみタジキスタンを追加)の3か国(4か国)に加え、中央アジアの他の5か国(4か国)への拡大の是非	第5条 実施方針及び留意事項 (6) 協力の対象国
2	特記仕様書にて提示している「検討可能な支援策(案)以外にニーズや必要性、意義が高いと考えられる支援策(案)	第5条 実施方針及び留意事項 (11) 検討可能な支援策(案)
3	各協力案件の形成にむけて必要性が考えられる要人招聘の目的と内容	第5条 実施方針及び留意事項 (10) 物流関係の各国要人の招聘 第6条 業務の内容 (21) 物流関係の各国要人の招聘

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：回廊開発に係る各種調査
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／回廊開発
- 税関制度・通関システム

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 3.05 人月

うち本邦招聘に関する業務人月 0.55 人月（定額計上分）を含む。

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／回廊開発）】

- ① 類似業務経験の分野：運輸・物流に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：中央アジア及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：税関制度／通関システム】

- ① 類似業務経験の分野：税関に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：中央アジア及び全途上国
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年12月上旬より国内事前準備を開始し、その後速やかに現地調査を開始、帰国後にファイナルレポートの取りまとめを行う。上記現地調査の実施方法は第5条 実施方針及び留意事項を参照のこと。

【追加発注業務】

現地調査帰国後に国内解析を行い、2024年1月下旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2024年2月上旬までに概略設計・概要資料、その後、積算審査を経て2024年10月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 8.60 人月（現地：6.30人月、国内2.30人月）

本邦招聘に関する業務人月0.55人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ①業務主任／回廊開発（2号）
- ②税関制度／通関システム（3号）
- ③税関機材計画
- ④税関機材保守管理
- ⑤鉄道輸送
- ⑥港湾施設
- ⑦調達事情

第1章3. (2)及び11.、ならびに第2章第7条(23)から(36)に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。当該追加業務に係る追加の業務量目途と追加の業務従事者構成案については、以下のとおり想定しています。ただし、本業務量目途と業務従事者構成案は、発注者側の現時点での想定であるため、具体的業務量及び従事者構成は、変更契約の契約交渉において、発注者・受注者で協議するものとしします。

1) 追加業務量の目途

約5.40人月(現地0.9人月、国内4.5人月)

2) 追加の業務従事者構成案

①業務主任／回廊開発(2号)

②税関能力／機材計画(3号)

③調達計画／積算

本業務は、限られた期間内で迅速かつ正確な業務を遂行することが求められます。このため、調達計画／積算団員については、2名配置することを認めます。

3) 渡航回数の目途 全7回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

➤ 調達事情調査

➤ 物流現況調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017年4月)に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、キルギス国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

この他、現地調査前の各種情報収集及び全業務期間を通じて必要な情報収集し相手国機関とのコミュニケーションを円滑化するため、必要に応じ現地備人の配置を認める。なお、見積書作成時には第1期分に計上する。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

特になし。

2) 配布資料(企画競争説明書と同時配布)

➤ カスピ海ルートに関連する資料

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA タジキスタン事務所、ジョージア支所、カザフスタンフィールドオフィス、各国日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、本特記仕様書の配布時点では、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっている。上記の調査工程は2023年5月以降の時点でこれら制約が一定程度解消していることを前提として記載しており、プロポーザルもこれを念頭に作成すること。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえ発注者と協議のうえ対応を決定する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割され

ることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- 1) 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- 2) 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

39,844,000円（税抜）

なお、定額計上分 5,605,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 4) 上限額を超える別提案に関する経費
- 5) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修 (本邦招へい)にかかる経費	第6条 業務の内容(21)	4,105,000円 (内国内業務費 2,000,000円)	実施経費	報酬 国内業務費
2	現地再委託費	第6条 業務の内容(6)及び(19)	1,000,000円	物流現況調査、調達事情調査	再委託費
3	資料等翻訳費	第7条 報告書等	500,000円	関連資料、報告書案の翻訳等	一般業務費 資料等翻訳費

- (5) 見積価格について、
各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。
(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒タシケント⇒ドウシャンベ⇒アルマティ⇒アスタナ⇒（国内航空会社）
アクタウ⇒バクー⇒（陸路）⇒トビリシ⇒ドゥバイ/イスタンブール⇒東京

- (7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。
- (8) 外貨交換レートについて
1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)
- (9) その他留意事項
1) 無償資金協力事業の実施体制
本事業が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、相手国政府に推薦することを想定している。
実施設計・調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2022年4月）の様式4-2及び様式4-3を準用した表を添付する。
- 2) 業務用資機材の輸出管理
本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。
- 3) 不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。
- 4) 通訳
本調査には通訳（英語⇔各国語／ロシア語）の配置を可とする。現地での通訳備上を原則とし、必要経費を見積に含めること。配置人数は複数とすることも可とする。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/回廊開発</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>税関能力/機材計画</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	